

(平成25年6月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11件

国民年金関係 5件

厚生年金関係 6件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年8月25日は25万2,000円、同年12月17日は15万8,000円、17年7月15日及び同年12月26日は15万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月25日
② 平成16年12月17日
③ 平成17年7月15日
④ 平成17年12月26日

年金事務所から、私と同時期にA社に勤務していた同僚の賞与支払に関する年金記録が訂正され、私についても、年金記録に反映されていない賞与支払があった可能性がある旨の手紙が届いた。私も、申立期間の賞与の支払があったはずだが、年金記録となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

金融機関から提出された申立人名義の銀行口座に係る取引明細表から、申立人は、申立期間においてA社から賞与が支給されていたものと認められる。

また、同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書において、その支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の取引明細表の振込額並びに同僚の賞与明細書における計算方法により認められる賞与額及び保険料控除額から、平成16年8月25日は25万2,000円、同年12月17日は15万8,000円、17年7月15日及び同年12月26日は15万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないため確認することができないが、複数の同僚に対し、申立期間において賞与が支払われ、その金額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、5万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 26 日

年金事務所から、私と同時期にA社に勤務していた同僚の賞与支払に関する年金記録が訂正され、私についても、年金記録に反映されていない賞与支払があった可能性がある旨の手紙が届いた。私の預金通帳によると、申立期間の賞与の振込が確認できるが、年金記録となっていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の記録から、申立人は、申立期間においてA社から賞与が支給されていたものと認められる。

また、同僚から提出された申立期間に係る賞与明細書において、その支給された賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記の預金通帳の振込額並びに同僚の賞与明細書における計算方法により認められる賞与額及び保険料控除額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主と連絡が取れないため確認することができないが、複数の同僚に対し、申立期間において賞与が支払われ、その金額に見合う厚生年

金保険料が控除されていることが確認できるにもかかわらず、申立期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主は、社会保険事務所（当時）に対して申立期間の標準賞与額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録を昭和38年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月16日から同年4月16日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、申立期間においても同社に継続して勤務していた。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和38年4月16日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業所における昭和38年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人のA社C事業所に係る被保険者資格喪失日が昭和38年3月16日と記載されていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、

社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和60年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月21日から同年7月24日まで

夫の厚生年金保険の記録では、C社（現在は、B社）において昭和60年6月21日に資格を喪失し、A社において同年7月24日に資格を取得しており、申立期間が被保険者期間となっていない。しかし、夫は当時、転籍しただけで、継続して勤務しており、当時の給与明細書では厚生年金保険料が控除されている。調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が提出した申立人の給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和60年6月21日に、C社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料の控除額から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 30 日

年金事務所から、A社における申立期間に係る賞与の記録が漏れているのではないかと問い合わせを受けた。給与支給明細書には、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間の標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書から、申立人は、申立期間において、賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間における標準賞与額については、上記明細書により確認できる賞与額及び保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月21日から同年7月1日まで

私は、昭和45年2月にA社に入社し、途中、同社から分社したC社（現在は、B社）に移ったが、46年1月に退職するまで継続して勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、A社で45年5月21日に資格喪失、C社で同年7月1日に資格取得となっており、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時、事務所を引っ越したことを記憶しているが、継続して勤務しており、仕事の内容も変わらなかった。同僚が申立期間について申立てをしており、第三者委員会から何度も照会文書が届いたため、私も申立てをすることにした。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間について、複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間において申立てに係るグループ会社に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社からC社へ異動した同僚が所持する給与明細書から、当該同僚は昭和45年5月の厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、異動日については、事業主は、申立人に係る資料を保管していないが、A社は会社分割に伴い昭和45年6月1日にD社に名称変更しているところ、上記の同僚が所持する同年5月分の給与明細書にはA社、同年6月分の給与明細書にはC社と記載されており、D社の社名は記載されていないことから、同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年5月21日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が昭和45年6月1日を被保険者資格の喪失日とする届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年7月1日までの期間については、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間において、C社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録では、C社は昭和45年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間においては適用事業所となっていないことが確認できる。

また、上記の同僚が所持する給与明細書により、当該同僚が昭和45年6月の厚生年金保険料を控除されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間のうち、昭和45年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7064 (事案 2865 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 49 年 3 月までの期間、55 年 2 月から同年 12 月までの期間、58 年 12 月から 59 年 11 月までの期間及び 60 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 7 月から 49 年 3 月まで
② 昭和 55 年 2 月から同年 12 月まで
③ 昭和 58 年 12 月から 59 年 11 月まで
④ 昭和 60 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、私の夫の分と一緒に、定期的に国民年金保険料を集金人に納付していたが、申立期間①は申請免除期間とされており、申立期間②、③及び④は未納とされている。

申立期間①から④までを再調査して、国民年金保険料が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立人は、申立期間①のうち、昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間、申立期間②、③及び④について、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の夫が厚生年金保険に加入している期間を除けば、申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録は全て一致しており、その夫も、当該期間が申請免除期間及び保険料の未納期間とされていること、ii) 当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認 A 地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成 21 年 11 月 18 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立てをした昭和 44 年 7 月から 45 年 3 月までの期間に同年 4 月から 49 年 3 月までの期間を追加して申立期間①とし、前回申立てをした申立期間②、③及び④と共に申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①について、申立人の夫も同期間が申請免除期間として記録が一致している上、当該期間は 5 か年にわたっており、複数回にわたり免除の申請を行ったと考えられるが、申立人は、免除の申請を行ったのではなく国民年金保険料の納付を行ったと主張しているのであり、その全において行政側が保険料納付及び申請免除に関わる事務処理を続けて誤るとは考え難い。

また、今回新たに、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付することが可能であった証拠として、申立人の夫が交通災害共済加入者証及び預金通帳を提出しているが、当該資料から保険料を納付していたことを確認することはできない。

以上のことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7065 (事案 2877 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から49年3月までの期間、54年10月及び58年12月から59年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から49年3月まで
② 昭和54年10月
③ 昭和58年12月から59年11月まで

私の妻が、定期的に夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたが、申立期間①は申請免除期間とされており、申立期間②及び③は未納とされている。

申立期間①から③までを再調査して、国民年金保険料が納付済みであると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当初の申立てにおいて、申立期間①のうち、昭和44年7月から45年3月までの期間及び申立期間③について、申立人は、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) その妻も、当該期間が申請免除期間及び未納期間とされていること、ii) 当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認A地方第三者委員会(当時)の決定に基づき平成21年11月18日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回申立てをした昭和44年7月から45年3月までの期間に同年4月から49年3月までの期間を追加して申立期間①とし、今回新たに追加した申立期間②及び前回申立てをした申立期間③と共に申立てを行

っている。

しかしながら、申立期間①について、申立人の妻も同期間が申請免除期間として記録が一致している上、当該期間は5か年にわたっており、複数回にわたり免除の申請を行ったと考えられるが、申立人は、免除の申請を行ったのではなく国民年金保険料の納付を行ったと主張しているのであり、その全てにおいて行政側が保険料納付及び申請免除に関わる事務処理を続けて誤るとは考え難い。

また、申立期間②について、申立人は、その前後において未加入期間が散見される上、申立人の国民年金被保険者台帳には、未納分の国民年金保険料に係る納付の督促や勧奨と考えられる「はがき送付」の記載が確認でき、当該期間が未納となっていた状況がうかがえる。

さらに、申立人は、今回新たに、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付することが可能であった証拠として、交通災害共済加入者証及び預金通帳を提出しているが、当該資料から保険料を納付していたことを確認することはできない。

以上のことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7066 (事案 6031、6441 及び 6876 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から48年3月までの期間及び51年10月から60年3月までの期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から48年3月まで
② 昭和51年10月から60年3月まで

私は、これまで3回にわたり申立てを行っているが、前回の申立てにおいて、記録訂正が認められなかったことから、日本年金機構に私の国民年金保険料の納付に関する資料について保有個人情報の開示請求を行った後、所轄の地方厚生局に相談に行ったところ、社会保険審査官から第三者委員会への再申立てを勧められた。

申立期間①及び②の付加保険料については、納付しているはずであるため、同審査官からもよく話を聞いてもらい、私の付加保険料の納付記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで3回にわたり年金記録確認A地方第三者委員会(当時)に申立てを行っているが、i) 申立期間①については、付加年金制度が開始されたのは昭和45年10月である上、申立人の所持する国民年金手帳に、申立人が48年5月に「所得比例保険料を納付する者となる申出」を行ったことをうかがわせる記載があること等から、ii) 申立期間②については、申立人の所持する再発行された年金手帳に、「所得比例用 60. 4. 24」の押印があること、及びオンライン記録において60年4月から付加保険料が納付済みとされていること等を考え合わせると、申立人は、同年同月から付加保険料を納付したと考えるのが合理的であること等から、既に年金記録確認A地方第三者委員会の決定に基づき平成23年8月31日付け、24年1月12日付け及び同年9月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行

われている。今回の再申立てにおいて、申立人は、所轄の地方厚生局に相談に行ったところ、社会保険審査官から第三者委員会への再申立てを勧められたため、同審査官から話を聞いてもらい、申立期間①及び②の付加保険料の納付記録を回復してほしいと主張しているが、申立人が相談したとする同審査官からは、所管業務ではないため、第三者委員会に申し出てもらいたいと述べたに過ぎないとの回答を得ている上、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の付加保険料を納付していた事実を裏付ける具体的な証言を得ることができず、新たな資料等の提出も無い。

そのほかに委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から51年9月までの期間及び同年11月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年12月から51年9月まで
② 昭和51年11月から同年12月まで

私が20歳となった昭和50年*月頃、学生だった私に代わって、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、学生時代の国民年金保険料を納付してくれていた。

私は、学生時代に母親から、「(あなたの)国民年金は20歳から納付しているので、(将来)満額もらえる。」と聞いていたにもかかわらず、申立期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料を納付したとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、当該期間当時の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、20歳となった昭和50年*月頃、申立人の母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、学生時代の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が大学卒業後の53年5月と推認され、申立人の主張する加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人の主張のとおり申立期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期までを通じて同

一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年4月から50年3月まで

私は、昭和43年4月頃、住み込みで働いていた店の店主から国民年金の加入を勧められ、当時、お店に来ていた集金人を通じて、私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、集金人に毎月納付していた。店主及びその妻も同じ集金人に保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が、私だけ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の加入手続時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、50年4月と推認され、申立人の主張する加入時期と一致しない上、加入手続時点において、申立期間のうち、大半の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人の主張のとおり申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、当該期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は無く、その形跡も見当たらない上、申立人は、現在所持している手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月頃から 12 年 4 月 1 日まで
私は、平成 11 年 4 月頃から A 社に B 職として勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 11 年 12 月度給与明細書及び同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人は、同年 12 月より前から A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、複数の同僚が、「B 職は、試用期間があり、一定の期間後に正社員となり、それ以後、厚生年金保険に加入させていた。なお、正社員となる時期は、成績だけでなく会社の判断によるため、人により異なっていた。」と述べており、これら同僚のうち一人は、「B 職の者は、厚生年金保険に加入することを希望しない者もいたため、希望により、厚生年金保険に加入しないこともできた。」と述べている。

また、申立人が所持する平成 11 年 12 月度及び 12 年 3 月度給与明細書においては、厚生年金保険料が控除されていない上、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8414

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 20 日から同年 3 月 1 日まで
私は、平成 6 年 1 月 20 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、同年 7 月 8 日まで勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では申立期間が被保険者期間となっていない。
調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録から、申立人が申立期間に A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A 社は、平成 6 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所になっていない。

また、申立期間当時の A 社の事業主に、申立人の申立期間における保険料控除について照会したが、回答を得られないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、住所の判明した元社員 15 人に申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について照会したものの、いずれの元社員からも申立人に係る証言が得られないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合の組合員として掛金を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
申立期間において、A事業所に勤務していたが、農林漁業団体職員共済組合の組合員となっていない。
調査の上、申立期間を農林漁業団体職員共済組合の組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業を継承しているB事業所が保管する人事個人記録台帳から、申立人が申立期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、農林漁業団体職員共済組合が保管する組合員資格新規取得届によると、申立人は、昭和 47 年 6 月 1 日に農林漁業団体職員共済組合の組合員資格を取得していることが確認できる。

また、B事業所は、申立期間に係る掛金の控除については、当時の資料を保管していないため不明と回答している。

さらに、申立人が記憶している同僚からは、申立期間における掛金の控除に係る供述を得ることができない上、申立人は、申立期間の掛金が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が農林漁業団体職員共済組合の組合員として掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 9 月から 50 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 49 年 9 月から 51 年 8 月まで A 事業所で勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では、申立期間が被保険者期間となっていない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 事業所に勤務していたと主張している。

しかし、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主及び社会保険担当者も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録から、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 50 年 5 月 1 日であることが確認でき、同日に申立人と同じく厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「私は、昭和 45 年 4 月頃、A 事業所に入職した。50 年 5 月 1 日に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得する前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 8 月頃から 37 年 6 月 1 日まで
② 昭和 39 年 4 月 20 日から 41 年 10 月頃まで

夫は、昭和 35 年 8 月頃から 41 年 10 月頃まで、継続して A 社に勤務していた。

A 社に勤務していた時の資料は、危険物取扱主任者免状以外無いが、同免状（昭和 35 年 9 月 20 日交付）は、同社に勤務していた時に取得したと言っていた。また、同社が B 地から C 地に移転し、移転後も同社に勤務していたと言っていた。

調査の上、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は、資料廃棄済みのため、申立人の勤務期間について不明と回答している上、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることができない。

また、現在、D 県の危険物取扱者に係る指定試験機関は、「申立人の危険物取扱主任者免状の交付記録は確認できるが、当時の勤務先については、記録が無く不明。」と回答しており、同免状取得時の勤務先を確認することができない。

さらに、厚生年金保険被保険者手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿において、申立期間①より後の昭和 37 年 6 月 9 日に払い出されている

上、A社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人は、同年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、オンライン記録と一致する。

申立期間②について、A社は、資料廃棄済みのため、申立人の勤務期間について不明と回答している上、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることができない。

また、申立期間②に厚生年金保険の被保険者記録のある複数の同僚には雇用保険の被保険者記録がある一方、申立人には当該期間における雇用保険の被保険者記録が無い。

さらに、上記事業所別被保険者名簿において、申立人は、昭和39年4月20日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、オンライン記録と一致する。

このほか、A社のホームページによると、同社がC地に新工場を竣工し、工場移転した時期は、昭和38年1月であることが確認でき、これは申立人の同社における厚生年金保険被保険者記録のある期間内である上、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月7日から29年5月1日まで
② 昭和29年8月5日から32年1月30日頃まで
年金事務所において、私がA社に勤務していた期間のうち、昭和27年4月1日から28年1月7日までの期間及び29年5月1日から同年8月5日までの期間の年金記録が見付かった。しかし、私は、27年4月1日から32年1月30日頃まで、途中退職すること無く同社に勤務していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同様に、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、再度同資格を取得している被保険者が複数確認できる。

また、上記被保険者名簿により、A社は、昭和30年1月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②のうち、同日より後の期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A社は既に解散しており、当時の事業主及び後継者も死亡しているため、供述を得ることができず、後継者の妻は、当時の資料は保管されておらず不明としているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、昭和28年1月7日にA社の厚生年金保険被保険者資

格を喪失後、29年5月1日に再度同資格を取得し、同年8月5日に同資格を喪失していることが確認でき、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。